Ⅲ　学校生活

◆　生徒心得について

本校生徒は、東京都立王子総合高等学校の生徒として、また、地域社会の一員としての誇りと自覚を持って行動しましょう。また、社会に貢献できる資質を身に付け、常に自由と責任の意味について考え、良識ある行動がとれるよう心掛けましょう。

１　服装・身だしなみ等

① 本校指定の『制服』を着用してください。
（指定されていないもの、加工されたものは着用不可。）
② 着用の際には､清潔を旨とし､常に王子総合高校生としての品位を保つよう心掛けましょう。
③ 校章は、ブレザーの左襟に常につけます。
④ 夏季略装着用期間の目安は、５月１日から１１月３０日とします。
⑤ 夏季略装着用期間中は無地のネイビーのポロシャツを着用可とします。（但し、部活動ポロシャツの着用は不可。）
⑥ セーターやベストを着用する場合は、形状はスクールセーター・ベストとし、Ｖネックでネクタイ・リボンが隠れないように着装できるもので、色は黒・濃灰。無地・柄なしとする）
なお、ブレザーの下には、シャツ、セーター、ベスト以外の着用を禁止します。
⑦ 登下校時に防寒着の着用を認めます。
（ただし、防寒着の下には必ず制服を着用してください。）
⑧ 気温の低い時期におけるタイツ類の着用については、黒・ベージュ（無地・柄無し）を着用可とします。
⑨ 染髪・パーマ（髪に手を加える行為）化粧・マニキュア等は一切禁止です。
⑩ ピアス(透明ピアスも含む)・ネックレス・指輪等の装飾品、美容器具については持ち込みを禁止とします。
⑪ 原則、授業中に防寒着を制服の上に着用することは禁止します。
⑫ 指定されていない制服、加工された制服、異装の衣類や装飾品等について発見した場合、各年次で預かります。
⑬ ひざ掛けの使用は、教室内のみとします。集会等においてはその都度指示をします。

☆学校生活の制服☆

期間		ブレザー	白ワイシャツ	ネイビーポロシャツ（無地）	ベスト・セーター ※別途記載あり	ネクタイ・リボン
1学期	4月【冬季】	◎	◎	×	○（ブレザー着用で可）※1	◎
1学期・2学期	5月1日から 11月30日まで 【夏季】	○	○	○	○（ブレザー着用なしでも可）	○
2学期・3学期	12月1日から 3学期修了式 【冬季】	◎	◎	×	○（ブレザー着用で可）※1	◎

◎：着用　○：着用の選択可　×：不可

☆年次行事、始業式、終業式、校外での教育活動、進路活動☆

期間		ブレザー	白ワイシャツ	ポロシャツ（ネイビー・無地）	旧学校指定ベスト・セーターまたは、類似品のベスト・セーター	ネクタイ・リボン
1学期	4月【冬季】	◎	◎	×	▲（ブレザー着用）	◎
1学期・2学期	5月1日から 11月30日まで 【夏季】	○	◎	×	○	◎
2学期・3学期	12月1日から 3学期修了式 【冬季】	◎	◎	×	▲（ブレザー着用）	◎

◎：着用　○：着用の選択可　▲：条件付き着用可能　×：不可

【制服着用の決まりごと】

●夏季のＹシャツ、ブラウスの第一ボタンは外してもよい。
●冬服着用時、校内ではセーター・ベストだけで行動することを認める。※1
●登下校時の防寒着、マフラーの着用は認めるが、校舎内での防寒着・マフラーの着用は禁止。
（登下校時の防寒着の下は必ずブレザーを着用）
●Ｙシャツ、ブラウスの裾は、必ずスラックス・スカートの中に入れる。
●登下校及び校舎内でのスカートの下のジャージ・スウェット等の着用は禁止。
●加工した制服の着用・持ち込みは不可。発見次第、制服は没収。（没収した制服は卒業時に年次から返却）

２　通学

①　バイク（原動機付き自転車・自動二輪車）、自動車による通学は禁止です。

②　自転車通学は許可制です。事前に生活指導部に申請し、登録を行わなければなりません。購入したシール（９０円）を指定された所に必ず貼り、決められた位置に駐輪してください。

③　自転車通学は、東京都教育委員会の指示により、ヘルメット着用が必要です。ヘルメット未着用による自転車通学は、一切認めません。

④　登下校中の自転車の運転は、交通法規を守った安全運転に心掛けてください。特に、二人乗り運転や傘差し運転、イヤホン着用や、携帯電話等を使用しながらの運転は危険です。また、安全運転を心掛けても事故に遭うことがあります。事故への備えとして、自転車保険（実費で申し込む）への加入を義務とします。

⑤　本校は、地域とのつながりを大切にしています。近隣の方々に不愉快な思いをさせないように駐輪場や通学路、学校周辺での行動については注意してください。

⑥　学校の敷地内では、自転車から降りて通行してください。

３　校内の生活

（１）一般的事項

① 始業時刻は８時３０分です。生徒玄関は７時５０分に開きます。それまでは登校しないようにしてください。

最終下校時刻は１６時４５分です。延長して居残る場合には、事前に生活指導部への活動届の提出が必要です。延長した際の最終下校時刻は 18 時 30 分です。（校門を出る時間）

② 登校したら、必ず掲示板を見るようにしてください。大切な連絡事項等は全て掲示板にありますので確認してください。

③ 登校から下校の間は、原則として外出できません。やむを得ず外出しなくてはならない場合には、担任に申し出てください。

④ 貴重品はセキュリティーボックスを活用し､各自で管理し持ち物には必ず記名してください。

⑤ 携帯電話について

次に掲げる最低条件を守り使用してください。（ｐ．９「5（1）授業の心得」　参照）

（ア） 授業中は、電源を切ります。

（イ） 廊下や階段での歩きながらの使用や大きな声での使用など、モラルに欠ける行動はしないようにしましょう。

⑥ ノーチャイム制

本校では通常時程では、チャイムが鳴りません。常に時間を意識して行動してください。

⑦ 本校のアルバイトは許可制にしています。

ご家庭の状況によって必要になる場合は、事前に担任に相談してください。

⑧ 購買品

清涼飲料水等の自動販売機が２階ラウンジと１階ピロティに設置してあります。

休み時間や放課後に利用できます。

食品自動販売機は２階ラウンジに設置してあります。各自で昼食ができなかった場合などに利用してください。休み時間と放課後に利用できます。

（２）各施設の利用規定

① 駐輪スペース

・決められたスペースにきちんと駐輪しましょう。

② 自転車ヘルメット

・自転車通学者用のヘルメット置き場は、各自、自転車かロッカーの上で管理してください。また、紛失防止のために、必ず名前を書くようにし、所定の場所以外に放置することのないようにしてください。

③ エレベーター

・事前に許可を得ている特別な場合以外、生徒の使用は禁止します。

・生徒が荷物を運ぶ時も教員の許可を得てください。

④ ロッカー及びセーフティーボックス

・１人につき１つのロッカー及びセーフティーボックスを貸しています。

・ロッカー及びセーフティーボックスの使い方は、入学時に担任から説明された通りにしてください。

・必ず、複数以上の番号を用意し、使い分けましょう。

・貴重品等は、必ずセーフティーボックスに入れましょう。

・他人のロッカーやセーフティーボックスを、無断で開ける等の行為は禁止します。

・落書きやシール等を貼ることは禁止です。

④ 部室

・部室を使用できる時間帯は、**７：３０～８：２０、１５：２０～１８：２５**のみです。
・鍵の扱いが悪かったり、部室の鍵の返却が遅かったりした場合は、部室の使用を**一時禁止**します。それが度重なる場合は、**部室の使用はできません。**
・部室を定期的に掃除しましょう。使用状況を予告なしにチェックします。
・部室の鍵を借りにきた生徒は、鍵庫の前にある貸出ノートに必要事項を記入し、鍵を借ります。返却時にも同様に記入します。

⑤ 体育館棟

・体育館棟に入る場合は、必ず２階の入口で体育館履きに履き替えましょう。なお、外履きはしっかりと砂などを取り、シューズ袋に入れて下駄箱に入れてください。
・体育の授業及び部活動の着替えは、必ず更衣室で行いましょう。
・必要のない部屋・倉庫・施設には立ち入らないようにしてください。
・使用する施設の鍵を借りにきた生徒は、鍵庫の前にあるファイルに年次・組・氏名を記入し鍵を借ります。返却時は、この手順の反対を行います。
・使用した施設は必ず清掃し、戸締りをして帰ってください。
・ステージ、アリーナ、ギャラリー、小体育館、剣道場、柔道場での**飲食禁止**です。
・休み時間におけるアリーナの無断使用を禁止します。

⑥ 更衣室

・更衣室はきれいに使い、私物を置いたままにしないようにしてください。
・更衣室内にあるシャワーは、きれいに使用しましょう。使い方が悪い場合は、**直ちに使用禁止**にします。

⑦ グラウンド

【全般】

・校舎内にグラウンドの土が入らないようにしてください。
（校舎内で履いている靴でグラウンドに入る、また、グラウンドシューズで校舎内に入らないようにしてください。）

【授業】

・グラウンドに出る前に、下駄箱にローファー等を入れ、荷物は、グラウンド内のベンチに置きます。なお、貴重品はセーフティーボックスに入れて管理するようにしてください。
・体育の授業でグラウンドに入る場合は、グラウンド用のシューズを履いてください。
見学者もジャージに着替え、グラウンド用のシューズを履いてください。
・グラウンドから出る際は、泥落としマットでシューズについた土を綺麗に落としてください。
・グラウンド内での飲み物やアメ、ガム等の飲食は厳禁です。
※ 飲み物等を飲む際は、グラウンドの外に出て飲むこと
・グラウンド内に唾を吐いたり、飲み物を吐き出したりしないようにしてください。
・黒土はシューズに多く付きやすいため、必要以外には入ってはいけません。
・授業では、部活動で使用するスパイク等は使用してはいけません。
・休み時間にグラウンド内で遊ぶことは禁止です。
・雨天、降雪時のグラウンド使用の可否は、体育科で判断します。
・危険なので、ネットに寄りかかったり、登ったりしないようにしてください。
・砂場を使用した際は、使用者が必ず整備をしてください。

【部活動】

・各施設使用のルールを守って活動してください。また、部活動ガイドラインに沿って活動してください。(休養日：週２日以上の休養日を設定すること。活動時間：１日の活動時間は、長くとも平日は１日２時間程度、休日は１日３時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その他：長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定すること)

・グラウンドの管理は部活動が中心になって行い、安全かつ綺麗な状態を保つようにします。

・朝練等でのグラウンド使用は７：３０～となります。(終了時刻の厳守)

・グラウンド照明の使用は、体育科主任の許可が必要で、１８：２０までに照明は消灯します。(照明の点灯と消灯は教員が行うこと)

・散水する際は、体育科の許可を得て教員が行い、必ず散水記録簿に記入します。

・グラウンド整備は、アップシューズに履き替えて、指定のやり方で丁寧に行ってください。

・整備の際には、テニスコート前と部室前も清掃してください。

・台風や積雪が予想される場合は、安全面からも事前にネットを倒しておく等の処置をするようにしてください。

・事故や怪我を未然に防止できるように努め活動するようにしましょう。

４　特別活動

学校で学習する活動には、教科を授業で学習する教科活動の他に特別活動があります。特別活動には、ホームルーム活動・部活動・生徒会活動・学校行事の４つの教育活動があります。積極的かつ、主体的な参加を期待しています。

（１）ホームルーム活動

原則として週１回のロング・ホームルーム（ＬＨＲ）と毎日の朝と夕のショート・ホームルーム（ＳＨＲ）があります。各自が所属しているクラスを基本単位として、クラス活動計画、教育相談、学校行事等への参加や準備等を行います。

（２）部活動

年次やホームルームの枠を離れ、共通の興味や関心に基づいて集団を組織し、体育的、文化的、奉仕的活動を行います。

（３）生徒会活動

本校の全生徒で組織する生徒会を通して、学校生活の充実や改善・向上に関わる活動、学校行事への参加と協力、その他諸活動の企画・立案・調整等を行います。

（４）学校行事

全校もしくは年次などを通して、学校生活に活気とリズムを与え、コミュニケーション能力を養います。学校生活の充実と発展を目指し、集団への帰属意識を深めましょう。

５　自習室の利用について

自習室は、授業時間外に利用してください。自習室は勉強以外の目的で利用することは禁止です。利用の際は、以下のルールを守ってください。

① 私語を慎み、静かに利用しましょう。
② 不用意に立ち歩かないでください。
③ 飲食は禁止します。
④ 荷物を置いて友達の席を確保しないでください。他の人の迷惑になる行為はやめてください。

⑤　机、椅子および部屋を汚さないように使いましょう。
⑥　実習作業系の自習は禁止します。
⑦　自習室内での携帯電話・スマートフォンを使用した通話・メールは禁止。
　　自習室内で携帯電話・スマートフォンを使用しない場合は電源をＯＦＦにするか、
　　マナーモードに設定してください。
⑧　暖房・冷房などのエアコンについては通常の教室と同じルールです。
⑨　最終退出者は、照明、エアコン等の電源をすべてＯＦＦにしてから退出してください。
⑩　その他、詳細は先生の指示に従ってください。

上記のルールに違反した場合、退出を求め、以後の自習室の使用を認めない場合があります。

６　特別指導

本校では、問題行動を行った生徒に対して個別のプログラムを実行することにより、自己を見つめさせ、人としての在り方・生き方を考えさせながら、生徒の健全育成を図ります。

（１）　特別指導の対象

①生命にかかわること
②人権にかかわること
③法律及び社会規範にかかわること

【具体的事例】

飲酒、喫煙、バイク（原動機付自転車・自動二輪車）・自動車通学、試験等における不正行為窃盗、器物破損、暴言・暴力行為、恐喝行為、暴走行為、薬物乱用、性的問題行動、いじめ、SNS などによる迷惑行為、授業妨害など、本校の生徒としてふさわしくない行為

（２）規定

原則として登校による特別指導とします。指導に当たっては、保護者、関係諸機関との積極的な連携を図り、より効果的な指導を行うこととします。

７　東京都立王子総合高等学校生徒会規約

東京都立王子総合高等学校生徒会は、学校の助言と承認に基づき会員相互の親睦を図り、学校生活を有意義に送るとともに、会員一人一人の主体性・協調性を伸ばすことを目的として各種の活動を行う。

第１章　総則

第１条　本会は、東京都立王子総合高等学校生徒会と称する。
第２条　本会は、本校の全生徒を会員とし、本校教職員を顧問とする。
第３条　本会は、会員相互の親睦を図り、学校生活を有意義に送るとともに、会員一人ひとりの主体性・協調性を伸ばすことを目的とする。

第２章　会員の権利と義務

第４条　会員は、生徒会活動に参加する権利と、本会規約・規定を厳守する義務を有する。
第５条　会員は、選挙権、議決権を有する。
第６条　会員は、生徒総会・拡大執行部会・専門委員会の決定に従う義務を有する。
第７条　会員は、定められた額の会費を納入することとする。
第８条　会員は、権利行使について、必ずその責任を負わなければならない。

第３章　機関・組織

第９条　本会には、次の機関を設ける。

(1) 生徒総会　(2) 生徒会執行部　(3) 拡大執行部会　(4) 各種委員会

(5) 部長会　(6) 部

第 10 条　本会各機関には、本校教職員を顧問として置く。各機関は、顧問の指導及び助言を受ける。

第 11 条　生徒会組織図・会議相互関係図は、別に定める。

第４章　生徒総会

第 12 条　生徒総会は、全会員によって構成する。

第 13 条　生徒総会は、本会の最高議決機関である。

第 14 条　本会員は、生徒総会に参加する義務を有する。

第 15 条　生徒総会は、生徒会長が次のとおりに招集する。

(1) 定期総会　2 週間前まで（議案の公表は 5 日前まで）

(2) 臨時総会　5 日前まで　（議案の公表と共）

第 16 条　生徒総会は、次のとおり開催する。

(1) 定期総会は、年１回開く。

(2) 臨時総会は、次の場合に開くことができる。

ア　生徒会執行部・拡大執行部会から要求があった場合。

イ　顧問から要請があった場合。

ウ　全会員の３分の１以上の署名による要求があった場合。

第 17 条　生徒総会は、次の事項を審議又は議決する。

(1) 生徒会活動の年間計画及び活動報告の承認

(2) 予算・決算の承認

(3) 本規約及び規定の制定・改正・廃止

(4) 委員会の新設・廃止

(5) 部の新設・廃止

(6) その他重要事項の審議又は議決

第 18 条　生徒総会の議事進行は、拡大執行部会の議長・副議長が行う。また生徒会役員・書記が議事の記録を行う。

第 19 条　採決方法は、生徒会執行部で審議し決定する。

第 20 条　生徒総会は、全会員の過半数の出席で成立する。

第 21 条　生徒総会の議事は、第 19 条に定める採決方法によって、別に定めのある場合を除き、出席者の過半数の賛成により議決する。

第 22 条　議長は、議事進行を妨害及び規律を乱す会員に対して、警告し、退場を命ずることができる。また、必要に応じて休会及び散会を宣言することができる。

第５章　生徒会役員と生徒会執行部

第 23 条　生徒会役員は直接選挙で選ばれた会長１名・副会長２名・書記１名・会計１名・庶務２名の計７名の役員で構成する。

第 24 条　生徒会役員の選出は、選挙管理規程に基づき行う。

第 25 条　生徒会役員の任期は、承認された日から１年間とする。ただし、再任は妨げない。

第 26 条　生徒会役員は専門委員との兼任を認める。

第 27 条　生徒会執行部は、本会の最高執行機関であり、対外的には本会を代表し、校内においては本会員のために中心となって活動する機関である。

第 28 条　生徒会執行部は、生徒会役員により構成し、次の任務を執行する。

(1) 会　　長　生徒を代表し生徒会すべての活動に責任を負う。生徒総会・生徒会執行部会・拡大執行部会を招集する。

(2) 副 会 長　主に会長を補佐し、必要に応じて他の職責を代行する。

(3) 書　　記　生徒総会・拡大執行部会などの議事を記録し保管する。また、広報活動を担当する。

(4) 会　　計　生徒会に関する会計業務を担当する。

第 29 条　生徒会執行部は、定期的に定例会を開催する。また、必要に応じて臨時会を開催する。

第 30 条　生徒会執行部は、次の活動を行う。

(1) 生徒会費の管理

(2) 各専門委員会の総括

(3) 各部の総括

(4) 生徒からの質問・要望の整理・検討

(5) 生徒会主催行事の企画・運営、委員会の支援

(6) 機関誌等の発行

(7) 学校説明会へのサポート

(8) ボランティア・環境保護活動

(9) 委員長会、部長会の議長

(10) その他の必要事項

第６章　拡大執行部会

第 31 条　拡大執行部会は、生徒会執行部、各専門委員会の委員長、各部の部長、代表委員会の各年次代表２名によって構成される。ただし、必要に応じて専門委員会、監査委員会（部長会より２名選出）、部の出席を求めることができる。

第 32 条　拡大執行部会は、生徒総会に次ぐ議決機関である。

第 33 条　拡大執行部会は、生徒会長が招集する。

第 34 条　拡大執行部会は、全構成員の３分の２以上の出席で成立する。ただし、生徒会役員は構成員から除く。

第 35 条　拡大執行部会の議長１名及び、副議長各２名は、生徒会役員を除く拡大執行部会の構成員の中から互選する。議事の記録は生徒会役員・書記が担当する。

第 36 条　拡大執行部会は、生徒総会の議案を作成する。また、生徒総会から委嘱された事項及び緊急を要すると認められる事項で生徒総会に付議できない事項の審議を行う。

第 37 条　拡大執行部会の議事は、原則として出席者の３分の２以上で議決とする。生徒会役員は議事に参加することはできない。

第 38 条　拡大執行部会は、必要に応じ定例会を開く。ただし、次の場合は臨時拡大執行部会を開催しなければならない。

(1) 生徒会執行部からの要求があった場合。　(2) 委員長会からの要求があった場合。

(3) 代表委員会からの要求があった場合。　(4) 部長会からの要求があった場合。

第７章　委員長会及び専門委員会

第 39 条　委員長会は、各専門委員会の委員長によって構成する。

第 40 条　委員長会は、各専門委員会相互の連絡･調整を行い、他の機関との連携によって課題を協議し解決する機関である。

第 41 条　生徒会執行部の中から委員長会の議長を２名以上派遣する。

第 42 条　生徒会活動を活発に行い、秩序ある学校生活を築くことを目的として、次の専門委員会を設置する。

（1）代表委員会兼防災委員（各クラス３名）

・各 HR の意見・要望を集約し、年次・学校間の連絡調整を行う。

・災害（避難訓練）が起きた時に、生徒のリーダー的な役割を行う。

（2）選挙管理委員会（各クラス１名）

・生徒会役員選挙における全ての業務を行う。

（3）保健委員会（各クラス男女各１名）

・保健衛生に関わる活動や、その広報に関わる活動を行う。

・定期健康診断の準備･運営、石けん・ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰの補充、関連ポスター作成等を行う。

（4）環境・美化委員会（各クラス２名）

・校内および校外の環境・美化に関わる業務を中心として行う。

・清掃用具の整備、清掃の指示、美化活動の企画・運営、関連ポスター作り等を行う。

（5）図書委員会（各クラス２名）

・図書の整理、読書の推進、機関誌の発行、本の貸出しに関わる運営、読書週間の企画等を行う。

（6）進路委員会（各クラス２名）

・OD セミナー、「産業社会と人間」などの発表会の準備・運営を行う。

・本校のキャリア教育に関わるリーダー的役割を担う。

（7）広報委員会（各クラス２名）

・学校全体の広報活動、機関誌の発行、メディア機器による学校紹介や広報活動を行う。

・１年次からの写真の撮影、卒業アルバム用資料の整理

（8）体育行事実行委員会（各クラス男女各２名）

・体育行事の企画、運営、体育授業の準備等に関わる業務を中心として行う。

（9）文化祭実行委員会（各クラス４名）

・文化祭の企画、運営に関わる業務を中心として行う。

(10) 合唱祭実行委員会（各クラス４名）

・合唱祭の企画･運営に関わる業務を中心として行う。（１，２年次のみ）

(11) その他、新たに拡大執行部会が承認した専門委員会

第 43 条　前条の専門委員会は、各 HR から選出された本会員で構成され、委員長１名・副委員長２名・書記１名を置く。なお、委員長はその委員会の代表者として、委員長会に出席しなければならない。

第 44 条　任期は 1 年間とする。

第８章　代表委員会

第 45 条　代表委員会は、各クラスの代表によって構成され、委員長１名・副委員長２名・書記１名を置く。また各年次から年次委員長･副委員長を各１名選出し、拡大執行部会に出席しなければならない。

第 46 条　代表委員会は、クラス間の問題及び生徒会執行部から付託された事項を協議・執行する組織である。

第 47 条　各年次から選出された年次委員長･副委員長は、必要に応じて年次代表者会において各年次間との連絡調整を行う。

第９章　部長会及び部

第 48 条　部長会は、各部の部長で構成され、拡大執行部会に出席しなければならない。また、部長が不在の場合は代理の生徒が出席することとする。

第 49 条　部長会は、各部間の活動施設及び活動時間の調整や、行事等での協力体制の確認、生徒会執行部から付託された事項を協議・執行する機関である。

第 50 条　部を次の条件で設置する。

運動部及び文化部は週１回以上の活動を行い顧問が２名以上いる団体である。

第 10 章　会計

第 51 条　本会の予算は、生徒会費による。

第 52 条　生徒会会計は、生徒会におけるあらゆる会計事務に当たる。

第 53 条　生徒会会計は、予算案の提出及び決算報告を行い、拡大執行部会及び生徒総会の承認を受けなければならない。

第 54 条　生徒会会計は、監査委員（部長会より運動部１名、文化部１名）から監査を受けなければならない。

第 55 条　生徒会会計は、部の会計責任者を招集することができる。

第 56 条　会計執行上の細目については、会計規定に定める。

第 11 章　選挙管理委員会

第 57 条　生徒会役員選挙は、選挙管理委員会によって実施される。

第 58 条　選挙管理委員会は、選挙管理規程により生徒会役員選挙を運営する。

８　会計規程

第１条　会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２条　本会の経費は会員が納める会費及びその他収入をもってあてる。

第３条　会費は年額 5，０００円を一括徴収する。

第４条　(1)生徒会執行部は次年度の予算案を作成し、拡大執行部会の審議を経て生徒総会にて提案し、承認を得る。
(2)予算案作成においては監査委員会による監査報告を参考にする。

第５条　生徒会費を執行する際は、規定の請求書を提出し、執行後精算書に領収書を添付の上、生徒会会計に２週間以内に精算する。

第６条　生徒会執行部は、前期終了時点での予算残額を補正予算として補正予算案を作成し、拡大執行部会の審議を経て生徒総会に提案し、承認を得る。

９　選挙管理規程

第１条　本規定は、生徒会規約に基づき、役員選挙を公正に運営することを目的として設置する。
立会演説及び投票日は６月下旬とする。
生徒会役員の任期は、承認された日から１年間とする。

第２条　1 選挙管理委員を除く全生徒会会員は、選挙権、被選挙権を有する。
2 選挙管理委員が役員及び各種委員に立候補する場合は選挙管理委員を辞退し、新しく選挙管理委員を選出しなければならない。
なお、立候補がなかった場合は、受付期間を延期する。
選挙管理委員が立候補する場合、前もってクラスの者と委員を交代する。

第３条　選挙管理委員は、選挙に関する全ての業務を行う。

第４条　1 選挙実施の公示は投票日の 2 週間前までに行うものとする。
2 立候補者の公示は立候補締め切り後遅滞なく行うものとする。

第５条　1 立候補締め切り日より投票日前日までを選挙運動期間とする。
2 立候補者は事前に選挙管理委員会に届け出を行い、許可を受けた選挙運動に限りこれを行うことができる。
ポスターは選挙管理委員の指定した用紙４枚とする。
掲示場所は生徒玄関口及びラウンジ掲示板とする。公共掲示板、鏡面上等には貼らないこと。また内容の悪い場合は掲示させない。違反した場合は選挙管理委員の名においてこれを没収する。
他の立候補者を誹謗しないこと。
選挙に直接関係ないこと、下品なこと等は書かないようにすること。

第６条　広報は選挙管理委員会が投票日前日までに発行する。（土日祝日は除く）

第７条　立会演説会は投票日当日、もしくは前日までに行うものとする。
演説持ち時間は候補者の人数により決める。

投票は一人一枚とする。

投票用紙に必要以上のことが書いてある場合は無効とする。

立候補者も投票することができる。

第 8 条　立候補者の数が定数以下の場合は信任投票とし、信任投票が有効投票数の過半数に達することで信任されたものとする。

第 9 条　立候補者数の数が定数を上回る場合は、最多数の得票を獲得した立候補者から順に定数に達するまでの立候補者を当選とする。

第 10 条 1 同数の投票により定数以内の当選者を決定することができない場合は、該当する立候補者の決選投票を行う。

2 決選投票の公示は選挙管理委員会が広報により開票後翌日に行うものとする。

3 選挙運動及び、立会演説会は選挙管理委員会が必要と判断した場合のみ実施する。

4 最多数の得票を獲得した立候補者から定数に達するまでの立候補者を当選とする。

第 11 条 1 役員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行わなければならない。

2 立候補者の受付の公示は原則として欠員が生じた場合。また、受付締め切りは選挙管理委員会がその都度定める。

3 立候補者の受付締め切り後、3 週間以内に補欠選挙を行わなければならない。また、締め切り後 2 日以内に補欠選挙及び立候補者の公示を行わなければならない。

4 締切日までに立候補者届け出がなかった場合は、選挙管理委員会の判断により、締め切りを延期する。

5 その他の補欠選挙に関する規定は原則として本規定に則るものとするが、選挙管理委員会の判断により、本規定によらずに実施することができる。

（施行期日）

附則　　この規定は平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

１０　部の休部・降格・廃部・同好会の設立の規定

1. 降格　次の（1）（2）（3）（4）の条件を複数満たす場合は、同好会へ降格とする。

（1）部長と顧問が申し出た場合。

（2）２年間、部員が３名以下。

（3）公式戦等の対外試合の出場等、または、学校内外での活動が、半年以上継続して実績がない場合。

（4）運動部・文化部ともに、活動が週１日未満。

2. 休部　次の（1）（2）（3）のいずれかの場合は休部とする。

（1）部長と顧問が申し出た場合。

（2）当該年度の４月末日時点において部員が０名の場合。

（3）公式戦等の対外試合の出場、または、学校内外での活動が、１年以上継続して実績がない場合。

3. 廃部　次のいずれかの場合は廃部（廃止）とする。

（1）部長と顧問が申し出た場合。

（2）同好会及び休部中の部が、２年連続で４月末日時点において部員が０名の場合。

（3）生活指導上、公序良俗に違反した場合。

（4）管理職の判断。

4. 復部　次の（1）（2）を共に満たす場合は、休部中の部の復部を申請できる。

（1）部長と顧問の申し出による場合。

（2）公式大会等の出場可能人数を満たす部員数を確保している場合。

5. 同好会の設立

（1）次の場合は、同好会の設立を申請することができる。

ア　会員が５名以上。

イ　顧問が２名以上。

ウ　活動場所を原則として学校内に確保できること。

エ　発案は会員本人であること。

（２）同好会の設立の手順は、以下による。

ア　設立申請書の生徒会への提出（年間一回、４月中旬締切）

イ　申請書には、次の事項を記載する。

(1)名称　(2)代表者　(3)顧問　(4)所属人員名簿　(5)設立理由　(6)活動場所　(7)活動内容

※年一回、活動日誌を生徒会へ提出する。会員の入会、退会等も詳細に記録する。

※同好会においても学校長が承認した場合、高体連の大会等は出場を認める。

6.昇格　次の（１）（２）（３）（４）の条件を満たす場合は、部への昇格を申請できる。

（１）同好会の活動が、連続して２年以上ある。

（２）２年間以上の活動実績を記入し、生徒会へ提出していること。

（３）公式大会等の出場可能人数を満たす会員数を確保していること。

（４）次の手続きを完了すること。

ア　生徒総会で承認されること。

イ　企画調整会議・職員会議で審議・承認されること。

１１　生徒会組織図

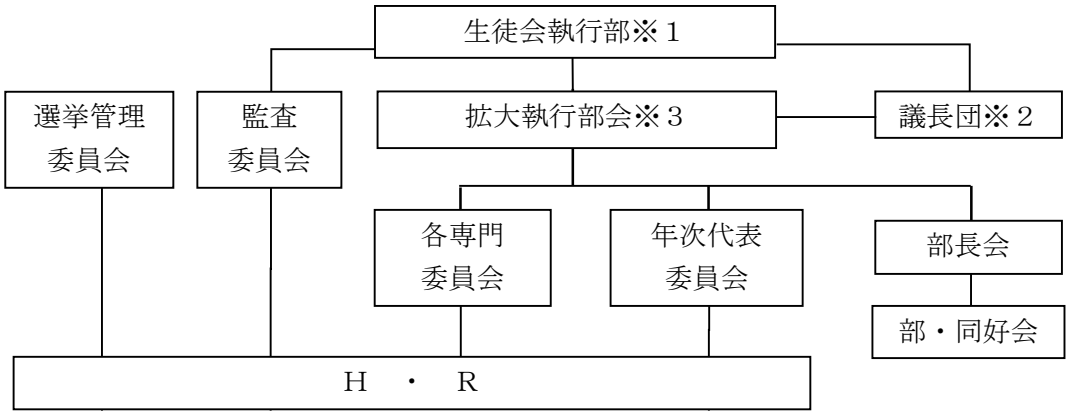

※１　生徒会執行部は、会長（１）、副会長（２）、書記（1）、会計（１）、庶務（２）で構成する。

※２　議事進行は、拡大執行部会の議長・副議長が行い、記録は生徒会執行部の書記が行う。

※３　構成員は、生徒会執行部・各専門委員会の委員長・各年次代表委員会の代表・各部の部長とする。